

2 医安第 1 0 3 8 号
令和 3 年 2 月 5 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「緊急事態宣言」の継続に伴う「県民・事業者の皆様へのメッセージ」及び
「愛知県緊急事態措置」の発出について（通知）

標記については、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条第 3 項に基づき、愛知県始め 1 0 都府県に対し、3 月 7 日までの間、緊急事態宣言を継続する旨が決定されました。

このため、本県では、別紙により、「県民・事業者の皆様へのメッセージ」及び「愛知県緊急事態措置」を発出いたしましたので通知します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

< 県WEBページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp